

〔別紙1〕 **もうかる6次化・農商工連携支援事業費補助金
(農商工連携型)の事務手続きについて**

1. プラン作成

2. 市町村の同意

3. 審査会

4. プランの採択

5. 交付申請書提出

* 交付申請はプラン同意のあった事業実施市町村に提出してください。

6. 交付決定通知

7. 事業開始

【補助金の増額、事業の中止・廃止をする場合】

県の承認が必要です。

変更・中止・廃止申請書をプラン同意のあった事業実施市町村まで郵送又は持参してください。

8. 事業完了

※事業の完了とは:補助事業目的を達成し、かつ補助対象経費の額が確定した日

9. 実績報告書提出

(完了から30日以内若しくは翌年度の4月10日のいずれか早い日まで。
中止・廃止の場合は20日以内)

○実績報告は、事業実施市町村へ郵送又は持参してください。

◎補助金の支払い

実績報告書の提出があり次第、補助金額を確定した上で、速やかに支払いを行います。

事業期間中に概算払いできる場合があります。

お問合せ先

区分	所 属	電 話
水産 以外	市場開拓局食パラダイス推進課	0857-26-7807
	農林水産部東部農林事務所農商工連携チーム	0857-20-3654
	中部総合事務所農林局農商工連携チーム	0858-23-3163
	西部総合事務所農林局農商工連携チーム	0859-31-9768
水産	水産振興局水産振興課	0857-26-7316